

第 6 回 笠間市・友部町・岩間町合併協議会

日 時 平成 17 年 7 月 5 日（火）
午後 1 時 30 分から

場 所 友部町役場 2 階大会議室
（友部町中央三丁目 2 番 1 号）

(午後 1 時 3 0 分 開会)

○ 小松崎事務局長

各委員さんにおかれましては，大変お忙しい中，ご参集を賜りまして，ありがとうございます。

定刻となりましたので，只今より，第 6 回笠間市・友部町・岩間町合併協議会を開催させていただきます。

なお，会議の傍聴人の方にはお願いがございます。

受付の際に提示されました「傍聴人へのお願い」の事項を遵守の上，静粛に傍聴くださいますようお願い申し上げます。

また，白い腕章をつけた者は記録員でございますが，これ以外の方々につきましては，写真撮影や録音は議事に入る前までとしていただきまして，また，携帯電話は電源を落としてくださいますようお願い申し上げます。

また，各委員さんにおかれましては，必ずお名前をお名乗りの上でご発言くださいますよう，重ねてお願い申し上げます。

それでは，開会に当たりまして，磯会長よりごあいさつを申し上げます。

○ 磯会長

会議に先立ちまして，ごあいさつを申し上げます。

うっとうしい梅雨の季節となりましたが，委員の皆様方には，ご多忙な中，ご出席を賜りまして，誠にありがとうございます。

去る 6 月 22 日の県議会におきまして，笠間市・友部町・岩間町の廃置分合議案が可決されましたので，23 日には県知事がこの決定を行いますとともに，総務大臣への届け出をされたとのことです。この旨，委員の皆様方にご報告させていただきますとともに，当協議会委員でもあります 3 県議会議員の皆様方に改めてお礼を申し上げます。

本日の議題は，前回に引き続きまして，事務事業の調整についての報告事項のみでございますが，報告業務が多岐に渡りますので，内容を区分して報告して参りたいと思います。長時間に及ぶと思われますが，よろしくお願い申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 小松崎事務局長

本日の出席委員は 28 名で，本協議会の規約第 9 条第 1 項の規定による定足数に達しておりますので，本日の協議会は成立いたしております。

それでは，会長，進行をお願いいたします。

○ 磯会長

それでは，会議次第に基づき，議事を進めて参りますので，皆様方のご協力をお願い申し上げます。

まず、報告第 20 号 事務事業の調整についてであります。まず、総務業務と秘書業務についてを事務局から説明いたします。

○事務局

それでは、資料の 1 ページをご覧くださいと存じます。

報告第 20 号 事務事業の調整について

下記業務の調整について別紙のとおり報告する。

業 務 名

- | | |
|----------|-----------|
| ・ 総務業務 | ・ 児童福祉業務 |
| ・ 秘書業務 | ・ 農林業業務 |
| ・ 財政業務 | ・ 商工観光業務 |
| ・ 出納業務 | ・ 農業委員会業務 |
| ・ 監査業務 | ・ 建設業務 |
| ・ 契約管財業務 | ・ 都市計画業務 |
| ・ 情報電算業務 | |

の報告でございます。

説明につきましては、本日の会議資料の協議結果報告書並びに行政制度・事務事業現況調書により、主なもののみ説明いたします。

まず、総務業務について説明申し上げます。現況調書は 19 ページから 29 ページとなります。

協議結果報告書 2 ページ、現況調書は 19 ページをご覧ください。

2 は情報公開制度でございます。

2 - 1 は概要でございますが、実施機関及び公開する公文書の範囲は同様でございます。開示等の可否決定の期間は、笠間市、岩間町は 30 日以内、友部町は 45 日以内と相違があるため、現行を再編し、合併時に統一するものであります。

2 - 2 の附属機関でございますが、3 市町ともに審査会を設置しております。処分の性質上、第三者の諮問機関を設置する必要があることから、合併時に新たに設置するものとします。

現況調書 20 ページ、3 - 1 の個人情報保護制度の概要でございます。岩間町が平成 17 年 4 月に施行し、3 市町とも実施している制度であります。笠間市、岩間町では罰則を設けておりますが、友部町では設けていないなど相違があるため、現行を再編し、合併時に統一することといたします。

3 - 2 は附属機関でございます。審査会でございますが、2 - 2 の情報公開審査会と同様であり、効率性の観点から、情報公開制度に係る審査会と統合して、合併時に新たに設置するものとします。

4 の公告でございますが、条例、規則等の公布でございます。手続は同

様であり，掲示場については，住民への周知であることを考慮し，現行の 3カ所，3市町の掲示場を利用するものとします。

現況調書 22 ページ，5 の公印でございますが，それぞれ市町印，議場印などの公印がございますが，管理方法については，比較的細部が規定されている友部町の制度に統一し，公印は必要に応じて作成するものとします。

6 の法令審査でございますが，笠間市及び友部町には，条例，規則等をつくる場合，条文等を審査する例規審査委員会がございますが，合併時に新たに設置いたします。

7 の不服審査・訴訟等対応でございますが，友部町は顧問弁護士を年間契約し，事案ごとに相談し，指導を受けておりますが，笠間市，岩間町は事案ごとに弁護士に依頼し，対応しております。基礎的自治体として権限の拡大を進めていく中では，法令実務の重要性は一層増すこととなることなどから，日常的に弁護士と相談が行える体制を整備する必要があると考えられますので，現行を基本に再編し，合併時に統一するものであります。

9 の文書管理については，3市町とも簿冊方式による集中管理を行っておりますが，総合行政ネットワーク文書等に対応していることから，合併時に友部町の制度を基本に再編し，統一を図るものであります。

11 - 1 の総合賠償制度，11 - 2 の総合補償制度，11 - 3 の予防接種事故災害補償制度の賠償事務でございますが，同様の制度に加入しております。新市において新たに市長会に加入することに伴い，合併の翌年度に笠間市の制度に統一するものであります。

現況調書 24 ページ，12 は議会对応でございます。

12 - 1 は定例会でございます。地方自治法第 102 条により，定例会は年 4 回以内とし，条例で定めるとされています。それぞれ年 4 回開催されております。同様でございますので，現行のとおりとします。

12 - 2 の議会関係事務の総括でございますが，3市町ともに総務課において総括処理をしておりますが，現行事務を再編し，合併時に統一を図るものであります。

12 - 3 の議案の提出は，3市町ともに総務課において総括処理をしておりますが，運用については相違があるため，再編し，合併時に統一を図るものであります。

13 は選挙管理委員会でございます。既に協定項目 11「特別職の職員の身分の取扱い」において，組織については法令の定めるところにより調整するとして調整方針が出ております。合併時に暫定委員会を設置します。

13 - 2 の市・町議会議員及び長の選挙でございますが，笠間市においては選挙運動自動車使用及びポスター作成の公費負担に関する条例が整備さ

れ，市において費用を負担しております。また，笠間市，岩間町においては選挙公報の発行を行っております。ポスター掲示場等については，法令の定めるところにより調整し，新市においても継続実施するものであります。選挙公報については，合併時に笠間市及び岩間町の制度を再編し，統一するものであります。

現況調書 26 ページ，13 - 3 の投票については，現行のとおりとします。

13 - 4 の開票については，合併後，1 カ所に統一いたします。

13 - 5 の選挙人名簿閲覧，13 - 6 の検察審査員候補者選定については，同様であるため，現行のとおりとします。

14 の町・字名については，協定項目 18「町，字名の取扱い」で調整済みでございます。

報告書は 3 ページでございます。

16 は地域改善，同和対策事業でございます。

16 - 1 は対応状況でございますが，3 市町ともそれぞれ対応しておりますので，組織・機構の中で検討して参ります。

16 - 2 は事業内容でございますが，講演会や研修会など，3 市町とも同様な事業を行っておりますので，現行を基本に継続し，方法等については合併後再編するものとします。

16 - 3 は地域改善対策貸付金でございますが，制度については平成 12 年度に終了していることから，回収事務についてのみ新市に引き継ぐものであります。

16 - 4 は同和関係に係る補助金等でございます。笠間市，友部町において支出をしております。独自の補助金であるため，新市域全体の均衡を保つよう調整して参ります。

現況調書 28 ページ，16 - 5 は同和対策市単補助事業でございますが，県補助事業が 16 年度で終了したことから，19 年度までの激変緩和措置として整備された笠間市のみの制度でございますが，合併時に笠間市の制度に統一するものであります。

16 - 6 は人権教育及び人権啓発に関する施策の策定でございます。合併後，新市において検討し，策定して参ります。

16 - 7 は地域改善対策推進連絡会でございます。笠間市のみ設置しております。地域改善特別対策事業の終了に伴い，合併前に廃止するものであります。

16 - 8 は人権教育推進協議会でございます。笠間市のみ設置しております。合併後も引き続き，人権教育，人権啓発を実施する必要があることから，現行を基本に再編し，新市において新たに設置するものとします。

17 は自衛隊関係でございますが、それぞれ 3 市町で取り組んでおります。募集事務等については、現行のとおりとし、自衛官募集相談員については、新市に引き継ぐものとします。父兄会については、統合に向けた調整に努めるものとします。

18 は行政事務連絡組織でございます。笠間市が 108 区、友部町が 139 区、岩間町が 72 区、合計 319 区でございます。3 市町とも区長制度を導入していることから、現行を基本に再編し、統一します。

また、区長報酬並びに区運営交付金等に相違がございます。区長報酬及び区運営交付金については、合併の翌年度、18 年度から統一し、区の名称については、地域住民の意向を踏まえ調整します。

区有公民館連絡交付金は友部町のみの制度でございますが、新市の財政負担を考慮し、廃止いたします。

集会場建設費補助事業については、合併時に笠間市及び友部町の制度を再編し、統一します。

19 は認可地縁団体でございます。3 市町とも団体が存在します。現行のとおり新市に引き継ぐものといたします。

以上で総務業務についての報告を終わります。

次に、秘書業務について報告いたします。現況調書は 30 ページから 33 ページでございます。

報告書は 4 ページ、現況調書 30 ページをご覧ください。

1 はほう章制度でございます。

1 - 1 の名誉市町民制度、1 - 2 の市民栄誉賞、1 - 3 のその他表彰制度につきましては、既に協定項目 19「慣行の取扱い」において調整方針が確定しております。新市において新たに制定するものとします。

32 ページ、2 の市・町長秘書用務でございますが、3 市町の用務等に差異がないため、現行のとおりとします。

3 の市・町村会業務、4 の助役会でございますが、現組織は合併の前日に脱退し、合併時に新市で加入します。

5 のその他市・町長に関する関係団体・職でございますが、現役職等につきましては、合併の前日に辞職し、必要に応じて就任するものとします。

6 の資産等公開については、「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」第 7 条に基づき、友部町、岩間町は町長の公開条例を規定しておりますが、笠間市は政治倫理条例での規定となっております。当面は独立した規定とし、友部町及び岩間町の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設するものとします。

7 の賀詞交歓会については、笠間市、友部町において開催しております

が，新市において検討します。

以上で秘書業務についての報告を終わります。

○磯会長

説明が終わりました。只今の事務局の説明について，何かご意見，ご質問はありませんか。

○渡辺委員

笠間の渡辺です。ちょっとお尋ねしたいのですが，既に調整済みの件で大変申し訳ございません。14番の町・字名の関係ですが，友部町さんに「駅前」という名称があると思うのです。将来，笠間市駅前ということになった時点で，今，水戸線の笠間駅があるのですが，ちょっと勘違いをする人がいるのではないかと聞いた声が聞こえてきていますので，これは調整済みの件で大変申し訳ないのですが，トラブル防止のために，事務局ではこういった考えを持っているのか，ちょっとお尋ねします。

○磯会長

事務局，お願いします。

○事務局

只今のご質問でございますが，既に合併協定項目18の「町，字名の取扱い」において調整方針が確定しております。先進事例では，住所変更等については最小限にすることが望ましいとされております。この件につきましては，分科会，専門部会、幹事会において慎重に議論して参りました。駅前という地名は，新市域内において，住居表示及び大字名等，特に重複していない地名であり，郵便物や住所表示に特に支障がないものと考えます。仮に不都合が生じた場合には，合併後，変更することも可能でございますので，その時点で検討することで調整し，現行のとおりといたしましたということでございます。ご理解の程，よろしくお願いしたいと思います。

○磯会長

どうですか。よろしいですか。

○渡辺委員

はい。

○磯会長

その他ございませんか。

(「ありません」の声あり)

○磯会長

それでは，無いようですので，総務業務及び秘書業務の調整方針について承認を求めたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

異議なしと認めます。総務業務及び秘書業務の調整方針は承認されました。

続いて、財政業務、出納業務、監査業務についてを事務局から説明いたします。

○事務局

次に、財政業務について報告します。現況調書は 83 ページから 93 ページでございます。

報告書は 5 ページ、現況調書は 83 ページをご覧ください。

1 の予算の編成でございますが、当初予算等の編成時期、査定等に相違がございます。3 市町の制度を再編し、合併時に統一するものとします。

2 の会計設置の状況でございますが、3 市町とも普通会計、特別会計、公営企業会計がございます。3 市町の制度を再編し、合併時に統一するものとします。

3 は各種基金の運用及び平成 15 年度末の現在高でございますが、86 ページまで記載されております。既に協定項目 5 「財産の取扱い」において調整済みであります。すべて新市に引き継ぎ、同一の基金は統一するものとします。

現況調書 87 ページ、4 の財政事情の公表でございます。地方自治法の規定による公表であり、差異のない制度でありますので、現行のとおりとします。

現況調書 88 ページ、8 の起債管理システムは、笠間市、友部町がこのシステムを導入していることから、合併時に笠間市、友部町のシステムに統一します。

9 は財政計画の策定でございます。新市において財政運営及び予算編成を行うため、国の地方財政計画等に基づき策定する必要があります。3 市町の制度を再編し、合併時に統一します。

11 はバランスシート・行政コスト計算書の作成でございます。友部町のみ作成し、公表しておりますので、友部町の制度を基本に合併時に統一します。

現況調書 90 ページ、27 の予算の配当については、笠間市が四半期ごと、友部町が半期ごと、岩間町は当初に全額配当しております。四半期ごとに配当している笠間市の制度に統一するものであります。

28 の予算編成システムについては、合併時に笠間市、友部町のシステムに統一するものであります。

以上で財政業務についての報告を終わります。

次に、出納業務について報告いたします。現況調書は 94 ページから 104 ページでございます。

報告書は 6 ページ、現況調書は 94 ページをご覧ください。

1 の現金の出納及び保管でございますが、新市の組織・機構によるところが大きいため、合併時までに調整します。

2 の小切手の振出し及び公金振替調書の交付、3 の郵便振替等の取扱い、96 ページ、4 の歳入歳出外現金の取扱いについては、現行のとおりとします。

5 の調定票、収入票、振替命令簿、6 の支出負担行為の確認については、合併時に統一します。

98 ページ、9 の指定金融機関等の状況ですが、3 市町とも指定金融機関は常陽銀行となっておりますので、合併時までに調整し、収納代理金融機関は、3 市町においてそれぞれ指定しておりますので、合併時に再編し、統一するものであります。

10 の資金前渡金の取扱いでございますが、資金前渡をすることができる経費については、3 市町とも地方自治法施行令に定めるもののほか、賃金、交際費等を財務規則にて規定しております。合併時に 3 市町の制度を再編し、統一します。

100 ページ、13 の金融機関検査、14 の源泉徴収票の発行については、現行のとおりとします。

15 の公金運用会議については、友部町、岩間町において、公金の確実な管理保管及び効率的な運用を図るため、委員会を設置しておりますので、合併時に友部町と岩間町の制度を再編し、統一します。

16 は公金総合保険に関する事務でございますが、笠間市、友部町が加入しております。合併時に笠間市の制度に統一いたします。

17 は出納員に関する事務でございますが、104 ページまで記載されています。新市の組織・機構の決定に伴い、適正な箇所に配置するものとします。3 市町の制度を再編し、新たに適用するものでございます。

18 は電算処理でございますが、既存のシステムのいずれかに統一いたします。

19 は備品管理システムでございますが、笠間市のみ導入しておりますので、合併時に笠間市の制度に統一いたします。

以上で出納業務についての報告を終わります。

次に、監査業務について報告いたします。現況調書は 148 ページでございます。報告書は 6 ページをご覧ください。

1 は監査委員でございます。協定項目 11「特別職の職員の身分の取扱い」において、既に調整方針が出ております。地方自治法による監査委員の定数は 2 名から 3 名となっており、3 市町とも 2 名の監査委員となっております。新市における監査委員の定数は 2 名とすることで調整いたします。

2 の監査委員事務局についても、既に協定項目 13「組織及び機構の取扱い」において調整方針が出ておりますが、監査委員事務局を新たに設置するものとします。

以上で監査業務についての報告を終わります。

○磯会長

説明が終わりました。只今の事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

○畑岡委員

笠間の市会議員の畑岡です。基金の取り扱いについて、ちょっと詳しく説明をお願いしたいのです。笠間の部分で、大池田財産区と公共処分場の基金の取り扱いについて、ちょっとお尋ねしたいのですけれども、大池田財産区基金の位置づけはこれからどのようにされるのですか。1 点はその部分です。

もう一つは、福田の公共処分場の補助金の問題ですけれども、これは今後、地域振興のために使うのか、そのところの説明を詳しくお願いしたいのです。よろしくお願いします。

○事務局

協定項目「財産の取扱いについて」の中で同じようなご質問があったかと思うのですが、新市にすべて引き継ぐということになっておりますので、基金についてはそのまま引き継ぐ。大池田財産区については、財産区の問題でございますので、そのまま引き継ぐということでございます。

○磯会長

よろしいですか。

○畑岡委員

はい、結構です。

○磯会長

その他ございませんか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○磯会長

それでは、特に無いようですので、財政業務、出納業務、監査業務の調整方針につきまして承認を求めたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 磯会長

異議なしということですので，財政業務，出納業務，監査業務の調整方針は承認されました。

次に，契約管財業務，情報電算業務，児童福祉業務についてを事務局から説明いたします。

○ 事務局

次に，契約管財業務について報告申し上げます。現況調書は 105 ページから 120 ページでございます。報告書は 7 ページをご覧ください。

管財部門につきましては，既に協定項目 5 「財産の取扱い」において，新市に引き継ぐなど調整方針が出ております。

1 は市・町有財産の取得管理及び処分でございますが，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分において，市と町では予定価格などに相違がございます。笠間市及び友部町の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設するものとします。

現況調書 117 ページ，13 の競争入札の指名参加願い及び資格審査でございます。それぞれ建設工事等入札参加資格審査委員会を設置し，資格審査を行い，指名業者等の選定を行っております。3 市町に大きな差異はございませんが，例規の精査を行った結果，調整方針は，笠間市の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設するものとします。入札参加資格取得業者については，合併時に新市に引き継ぎ，有効期限は笠間市の有効期限に合わせ，平成 19 年 5 月 31 日までとします。

現況調書 119 ページ，15 の各種工事の完成検査立会等については，3 市町の現行制度を基本に再編し，合併時に新たに創設するものであります。

以上で契約管財業務についての報告を終わります。

次に，情報電算業務について報告いたします。現況調書は 121 ページから 134 ページでございます。

報告書の 8 ページをご覧ください。

1 は住民情報システムでございます。3 市町ともそれぞれ業者に委託しておりますが，既に統一業者を選定し，統合作業に入っております。情報電算につきましては，電算処理によって各種事務事業の効率性を図るため導入するものでありまして，多くのシステムがございますが，基本的には合併時までには統合できるよう進めて参ります。

住民情報システムは，住民記録システムから現況調書 126 ページ，固定資産税台帳管理システムまでございます。

現況調書の 125 ページ，1 - 32 の総合福祉システムについては，未導入

のため、現況を削除しておりますので、41のシステムがございます。

3の内部情報システムについては、財務会計システムから現況調書 128ページ、小中学校テレビ会議システムまでの8システムがございます。

4の個別業務システムについては、公債台帳管理システムから現況調書 131ページ、備品管理システムまで21システムがございます。

5の庁内ネットワークについては、住民情報システムから現況調書 132ページ、小中学校情報システムまで4システムがございます。

6のインフラ整備でございますが、新市において全市域に共通した住民サービスを提供するためには、庁舎及び公共施設間を高速な回線で接続する必要があるため、合併時までに庁舎間及び各公共施設間を高速な回線で接続するものとします。

現況調書 133ページ、7 - 6のスポーツ施設予約システムへの接続ですが、笠間市、岩間町において茨城県の共同利用センターに接続し、運用しております。友部町は未導入となっております。合併時に統一します。

8の電子計算組織管理運営体制等でございますが、3市町において、それぞれ電子計算組織管理運営体制、セキュリティポリシー、地域情報化計画が整備されておりますが、合併時に統一します。

以上で情報電算業務についての報告を終わります。

次に、児童福祉業務について報告いたします。現況調書は222ページから232ページでございます。報告書は12ページをご覧ください。

1の保育施設でございますが、公立の保育所でございます。笠間市に3カ所、友部町に1カ所ございます。既に協定項目5の「財産の取扱い」において、現行のとおり新市に引き継ぐことになっております。

3は開設時間でございます。開設時間についてはそれぞれ相違がございますが、保育所ごとの裁量の範囲であると考えするため、現行のとおりいたします。

6の保育料については、協定項目15の「使用料、手数料等の取扱い」において、既に調整方針が確定し、合併後3年を目途に統一することになっております。

現況調書 225ページ、12の子育て支援センター事業については、現行のとおりいたします。

次のページ、226ページ、18は民間保育所運営補助事業でございますが、18 - 1の職員処遇改善費加算、18 - 2の運営費加算等は、現行のとおりいたします。

18 - 4は私立保育所施設整備費助成でございますが、私立保育所を整備する場合、現在、国が3分の2、県が3分1を補助するとしておりますが、

補助対象基準額が減少しておりますので、新市においても支援する必要があると考えております。現在の児童数等からも、保育所施設の整備には支援を行っていく必要があると考えるため、合併時に統一を図るものであるが、補助率については、国・県の補助基準の改正等を踏まえ再編するものであります。

報告書 13 ページ, 19 - 3 は母子家庭教育扶助事業でございますが、一定の条件に該当する母子家庭を、義務教育期間中、教育扶助を行い、支援するものとして友部町が取り組んでいる制度でございますが、準要保護に該当しない方を対象にしている救済制度であり、住民福祉向上から、合併時に友部町の制度に統一するものとします。

現況調書 231 ページ, 26 の放課後児童健全育成事業でございますが、いわゆる学童保育でございます。3 市町とも実施している事業でございますので、必要性の高いことから、現行のとおり実施するものであります。ただし、利用者負担等については、現行を再編し、合併の翌年度に統一するものとします。

現況調書には記載しておりませんでした。3 市町とも本年度から計画として策定した次世代育成支援行動計画については、3 市町の計画をもとに、合併後、早急に策定するものとします。

以上で児童福祉業務についての報告を終わります。

○ 磯会長

説明が終わりました。只今の事務局の説明について、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。何かありませんか。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○ 磯会長

特に無いようですので、契約管財業務、情報電算業務、児童福祉業務の調整方針について承認を求めたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 磯会長

異議なしと認めます。契約管財業務、情報電算業務、児童福祉業務の調整方針は承認されました。

続きまして、農林業業務、商工観光業務、農業委員会業務についてを事務局から説明いたします。

○ 事務局

次に、農林業業務について説明申し上げます。現況調書は 313 ページから 336 ページでございます。報告書は 14 ページをご覧ください。

1 は農業の現況でございます。313 ページから 318 ページまで、それぞれ現況が載っております。

318 ページをご覧くださいと思います。

2 は米生産調整対策事業でございます。

2 - 1 の水田基幹作物生産振興対策事業でございますが、麦、大豆、そば等の基幹作物の栽培面積に応じて助成を行う事業でございます。それぞれ3市町で、根拠法令等に記載してありますが、水田農業ビジョンを策定し、合併の翌年度、平成18年度までの計画としてそれぞれ取り組んでおりますが、町補助金、市補助金等に相違がございます。国の方針に基づき事業を推進してまいります。合併の翌年度、18年度に新市として水田農業ビジョンを策定し、翌々年度、19年度に事業を統一するものとします。合併の翌年度、18年度までは現行のとおりとし、合併の翌々年度、19年度に統一するものとします。

2 - 2 の団地化助成事業、2 - 3 の加工用米助成事業につきましても、同じ理由により、合併の翌年度、18年度までは現行のとおりとし、合併の翌々年度、19年度に統一するものとします。

2 - 4 の水田農業経営確立推進センター運営事業については、JAを推進母体とする生産調整関連事業の実動組織であるので、推進協議会が新市において一本化されるのと併せて、一元化を図るのが望ましいと思われるため、合併の翌年度、18年度までは名称の変更以外は現行のとおりとし、合併の翌々年度、19年度に統一するよう調整するものとします。

現況調書 320 ページ、3 の水田農業対策推進事業でございます。

3 - 1 は推進協議会でございますが、それぞれ3市町において、広く農業関係者を構成員とした推進協議会を組織しております。合併の翌年度に新市として統一した水田農業推進協議会を設置いたします。

現況調書 322 ページ、6 は土地改良事業でございます。

6 - 1 は霞ヶ浦用水事業でございます。笠間市、友部町は、霞ヶ浦用水事業として事業化が進められております。岩間町においては、国営石岡台地かんがい排水事業として共用しております。この事業は継続事業であり、新市においても引き続き実施していくため、現行のとおり新市に引き継ぐものとします。

324 ページ、6 - 6 の土地改良区協議会は、合併時に統一する方向で調整します。

報告書 15 ページ、現況調書 326 ページ、6 - 14 は土地改良区の合併でございますが、現在、友部町において、合併前に8土地改良区を3土地改良区に統合する予定で取り組んでおります。現在それぞれ進めている合併

についての調整については継続するとともに、それ以外の土地改良区については、組織形態、運営の方法、事業の範囲等の相違を踏まえ、合併後、新市において調整すべきであると思われるため、当面は現行のとおりとし、合併後、新市において調整するものとします。

7の農業振興地域整備計画についてでございますが、3市町とも策定しておりますが、農業振興地域整備計画は通常5年で見直しをするものであります。3市町の計画期間には相違がございますので、新市に引き継いだ上で、新たに統一した計画を策定する必要があります。このような理由から、現行のとおり新市に引き継ぐものとします。ただし、農業振興地域整備促進協議会については、項目16の同じような事業内容を持つ農業活性化推進協議会（笠間市農政問題協議会）との関連から、新市において設置するか否かを含め検討するものとします。

9の農業近代化資金貸付利子補給制度でございますが、協定項目17の「補助金、交付金等の取扱い」で既に調整方針が出ておりますが、審査の部分で税の完納等の条件を付している友部町の制度を基本に統一するものとします。

現況調書328ページ、12は生産班等組合でございますが、組織のあり方、班長、組合長の身分に差異があり、また、組織としての機能等について検討を要するため、合併時までに調整し、新市において新たに設置するものとします。

13の暗渠排水対策事業は、転作事業と関連する事業として友部町のみ実施している制度であります。事業主体、採択基準、補助率を見直しながら、合併時に友部町の制度を基本に統一します。

14の水田営農条件整備事業は、笠間市、友部町において制度化しておりますが、継続事業であり、新市においても引き続き実施していく必要があるため、合併時に笠間市の制度を基本に再編するものとします。

15のは種用水稲種子等更新事業については、転作達成者に対して、米、麦等の種子更新の一部を助成する事業として友部町が制度化している事業であります。合併時に友部町の制度を基本に統一します。

16の農業活性化推進協議会（笠間市農政問題協議会）については、笠間市は条例化によって設置し、農業振興計画等の審議具申、認定農業者の承認等を、友部町は要綱による設置であり、農業経営基盤強化促進基本構想の内容に関する審査等を行っておりますが、内容に多少の相違があるものの、3市町とも実施しており、合併後も必要な事業と考えるため、合併時までに調整し、笠間市の制度を基本に統一することとします。

17の認定農業者担い手育成事業でございますが、認定農業者については

新市に引き継ぐこととします。ただし，認定基準については新市において調整します。

報告書 16 ページ，20 の市民農園については，笠間市，友部町において実施しておりますが，現行のとおり新市に引き継ぐこととします。

現況調書 330 ページ，23 の農業振興資金貸付制度については，農業近代化資金，認定農業者育成資金，農業経営基盤強化資金等の代替制度により活用されている制度であり，所期の目的は達成されているため，合併の前日をもって廃止するものとします。

26 - 3 の家畜伝染病予防事業については，現行のとおりとするが，補助金については，合併時に友部町の制度に統一するものとします。

26 - 4 の B S E 対応資金利子助成については，県の指導により要綱を策定し，実施した事業であるが，B S E に対する風評被害が鎮静化したことから，制度の必要性がなくなったとの県の見解により，平成 16 年度をもって実質的には廃止していることから，合併時に廃止することとします。

27 の園芸作物関係でございますが，3 市町それぞれ施策として推進してきた経緯があり，当面は現行のとおり新市に引き継ぎ，地域特性等を考慮した上で，新市において調整するものとします。

現況調書 332 ページ，30 の穀物改良協会につきましては，自主的に組織として事業を行っているのは友部町のみであり，組織及び事業のあり方等を含めた中で，友部町の組織を基本に再編するものとします。

33 - 1 の平地林保全整備事業につきましては，3 市町それぞれ平成 17 年度に計画を策定しておりますので，新市に引き継ぎ，事業を実施していくものとします。

現況調書 334 ページ，33 - 7 は協議会でございますが，笠間市林業振興地域育成対策事業推進協議会については，現時点では新市においても必要性が認められないため，合併の前日をもって廃止するものとします。

筑波稜線林道管理連絡協議会については，合併後は新石岡市，新桜川市，新笠間市の 3 市で設置する連絡協議会であるので，現行のとおり新市に引き継ぐものとします。

報告書 17 ページ，現況調書 335 ページ，33 - 9 の森林愛護隊の育成でございますが，笠間市，友部町はボーイスカウトの森林愛護運動に対して，岩間町は小学校に年交代で補助しておりますが，合併時に笠間市及び友部町の制度を基本に再編します。

34 の災害対策については，県の制度を補完する目的で条例化しているのは笠間市のみであり，農林災害対策としては笠間市の制度を基本とし，新市において適用すべきであるため，合併時に笠間市の制度を基本に統一す

るものとしします。

以上で農林業業務についての報告を終わります。

次に、商工観光業務についてご説明申し上げます。現況調書は 337 ページから 360 ページでございます。報告書は 18 ページでございます。

現況調書 337 ページ、1 は中小企業事業資金融資制度でございますが、設備資金、運転資金の融資である自治金融及び振興金融制度でございます。対象、融資額、利率等に微妙に相違があり、合併後、新市において適用する制度として合併時まで精査し、合併時に 3 市町の制度を再編し、統一するものとしします。

338 ページ、2 の中小企業事業資金融資保証料補給制度でございますが、笠間市は予算の範囲内において全額、友部町、岩間町は 1 % 以内など、3 市町において補給率及び対象融資制度に差異があります。笠間市の制度に統一しますと、例年経費で大きな財政負担が新たに発生することから、笠間市の制度を基本としつつ、近年の融資条件の低金利化を考慮し、1 % 以内の補給とすることで調整するものとしします。合併時に笠間市の制度を基本に補給率及び対象融資制度について統一するものとしします。

3 の中小企業事業資金融資利子補給制度でございますが、現在、笠間市のみ制度となっております。自治金融及び振興金融の融資を受けた者で、市税を完納した者に対して年 3 % 以内、3 年間補給している制度でございます。この制度を友部、岩間地域にも採用した場合、財政負担が大きいことから、笠間市の制度を基本としつつ、補給率、補給期間について合併時まで調整し、統一するものとしします。

8 の中小企業労働者共済融資制度から 340 ページ、9 の中小企業労働者共済融資保証料補給制度については、笠間市のみ制度であります。現在、実績はありません。県内の市において、ほとんどが制度化しているものでありますので、住民サービスの観点から、新市においても適用するものであります。合併時に笠間市の制度に統一いたします。

10 の商工会議所（会）への助成でございますが、一般的に商工会の合併は、市町の合併が決定してからの協議となるため、組合員の合意形成や制度の問題等調整に要する時間等もあり、合併後の統合作業となるのが一般的であります。このようなことから、県商工会連合会合併推進室の指導も合併後の統合作業としているのが現状であります。当面は現行のとおりとし、合併後、新市において調整するものとしします。

342 ページ、16 の商業関係【第 3 セクター】については、笠間市のみでございますが、現行のとおり新市に引き継ぐものとしします。

17 の中心市街地活性化事業でございますが、笠間市において平成 15 年

に中心市街地活性化計画を策定し，事業を進めております。市と商工会が連携して各種事業を推進するものでありますので，現行のとおり新市に引き継ぐものとします。

18 - 2 の雇用情報コーナーでございますが，庁舎ロビーに最新雇用情報冊子，パソコン端末を配置し，ハローワークの情報を提供している友部町の制度に合併時に統一するものとします。

351 ページ，24 の各種イベント及び助成については，358 ページまで，数多い各種イベントが記載されておりますが，当面は現行のとおり新市に引き継ぎ，合併後，調整します。

以上で商工観光業務についての報告を終わります。

次に，農業委員会業務について報告申し上げます。現況調書 361 ページから 366 ページでございます。報告書は 20 ページでございます。

農業委員会業務については，ほとんどが農地法に基づいた事務となっております，差異は余りございません。

現況調書 361 ページ，1 の委員の定数・任期等，1 - 2 の任期，1 - 4 の委員の定数等については，協定項目 7 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」において，既に調整方針が確定しております。

2 の農業委員会の会議については，全国農業会議の指針による毎月 10 日申請書締切，25 日総会の岩間町の制度を基本に統一するものとします。

362 ページ，3 - 2 の農地法第 3，4，5 条許可申請関係事務についてでございますが，合併時に県の農地法関係事務処理要領に基づいた制度に統一するものとします。

10 - 1 の現地調査を必要とする証明でございますが，委員及び事務局による現地調査後，現況が明らかなものに限り，局長専決で証明書を発行する笠間市の制度に合併時に統一するものとします。

364 ページ，10 - 2 の現地調査を必要としない証明でございますが，引き続き農業経営を行っている旨の証明など，ケースによっては担当委員の確認を行っている友部町の制度に合併時に統一するものとします。

366 ページ，19 のその他農業委員会関係事務でございますが，農業後継者結婚相談関連事業でございますが，実績並びに他の市の例を参考に，合併の前日をもって廃止するものとします。

以上で農業委員会業務についての報告を終わります。

○磯会長

説明が終わりました。只今の事務局の説明について，何かご意見，ご質問はございませんか。

○上野（眞）委員

岩間の上野でございます。資料の 18 ページ，ナンバー 10 の商工会議所（会）への助成の話でございますが，私も立場上，今その任にある訳でございますが，今，幸い，3 つの市町村は，商工会という統一された名称でやっている訳でございます。これから県の指導を受けながら，商工会合併に向けて，いろいろな勉強会やら協議会が必要になってくるだろうと思います。そういう中で一番心配しておるのは，個々の商工会の中で財産を持っている訳ですが，合併したときに，そういう財産をどのように持ち寄れるのか，引き継げられるのか。そういうものは内部で協議しなければならない訳ですが，現在，笠間，友部，岩間とも商工会館がございます。合併したときに，どこをその基準にして，どのようにするか。これは内部の問題でもある訳でございますが，統合すればどの施設も整備が必要であろうと思います。そういう場合に，合併特例債を適用できないものかというのをかねがね考えておる訳でございますが，今後，合併を進める中で，そういうものも今後一つの課題になってくるのではないかなと私は心配しておりますので，事務局等でそういうお話はされなかったのかどうか。また，3 人の首長さんがいる訳でございますが，そういうものも，合併を進めるための一つの方法として使わせてもらえればいいのではないかなと私は考えておる訳でございますが，これはその法の適用の中で可能なのかどうか，その辺，ちょっとお伺いしたいなと思います。

○事務局

只今のご質問でございますが，合併特例債につきましては，起債事業でございますので，公共施設の整備ということになります。商工会の会館等がそれに値するかどうかというのは，ちょっと調べてみないとわからないかと思えます。一般的には公のところでつくるものということでございますので，ちょっと調査をしてみたいと考えております。

○上野（眞）委員

それでは，再度申し上げます。今，この 3 市町は合併が進んでいる最中ということで，来年 3 月 19 日を目途にやっている訳でございますが，以前に合併が済んだ自治体がたくさんある訳ですね。県内にもございます。県外にもたくさんございます。また，商工会等も合併したところがございます。そういう中での資料を十分調べていただいて，我々が関係者と進めている商工会の合併が促進できるような材料をいただきたいなと思っております。今後，自治体が合併した後に，補助団体でございますので，補助をいただかなければならない。そういうものに合わせて進めていきたいなと私は思っている訳でございますが，これも友部さん，笠間さんがいらっしゃいますので，そういうものも含めて資料を出していただければありがた

いなと思っています。よろしくお願いします。

○磯会長

その他ございませんか。

○宮本委員

岩間の宮本でございます。小さいことでございますけれども、生産調整のことをちょっとお尋ねします。先程の説明の中でお聞きしたのですけれども、実際は、単当たりとして、笠間、友部、岩間で相違があるのでしょうか。

それと、18年度、合併後のことについて、聞いてもちょっとわからないので、済みませんけれども、もうちょっと細かくお願いいたします。

○事務局

只今のご質問は、生産調整の助成金の額のことかと思えます。これにつきましては、各市町とも水田農業ビジョンを定めまして、その期間は平成18年度までということで現在進めております。単当たりの助成金額もそれぞれ相違がございます。集団化をやっている場合に幾らの上乗せとか、それぞればらばらでございます。いずれにしても、水田農業ビジョンで計画されて、地元と約束をされて進めている関係がありますので、18年度まで、合併した次の年まではそのままの制度でいく。18年度に新たな制度を新市において計画しまして、19年度から統一していきたいということで、統一の金額については、まだ未定でございます。

○磯会長

よろしいですか。

○宮本委員

はい。

○磯会長

その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

○磯会長

それでは、無いようでございますので、農林業業務、商工観光業務、農業委員会業務の調整方針について承認を求めたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

異議なしということでございますので、農林業業務、商工観光業務、農業委員会業務の調整方針は承認されました。

それでは、この後、10分程休憩をとりたいと思います。よろしくお願いします。

いたします。

(暫時休憩)(午後 2 時 45 分 ~ 2 時 55 分)

(午後 2 時 55 分再開)

○ 磯会長

それでは、休憩を解いて会議を開きたいと思います。

建設業務、都市計画業務についてを事務局から説明いたします。

○ 事務局

説明する前に、一部訂正をお願いしたいと思います。現況調書の 27 ページ、16 - 4 の同和関係に係る補助金等の笠間市の補助金額の単位が「千円」となっております。「円」に訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、建設業務について報告申し上げます。現況調書 369 ページから 390 ページでございます。報告書は 22 ページでございます。

2 - 2 の道路認定でございますが、3 市町ともほぼ同様な基準にて認定業務を行っておりますが、友部町において認定業務を平成 17 年度に見直しをかけており、内容も新市に適用できるものでありますので、友部町の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設するものとします。

2 - 4 の道路工事の承認、道路の占用でございますが、これは道路管理者以外の者が出入り口の整備や合併浄化槽排水や電柱等の設置など、工事又は占用を行うものであります。3 市町ともほぼ同様な基準にて承認業務を行っておりますが、友部町において承認基準を平成 17 年 4 月 1 日施行で見直しをかけています。友部町の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設するものとします。

370 ページ、2 - 5 の法定外道路・水路の使用についても、同じ理由で友部町の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設するものとします。

2 - 10 の寄付行為への対応でございますが、3 市町とも同様な基準で認定業務を行っております。友部町において認定基準も同じく見直しをかけておりますので、友部町の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設するものとします。

3 - 7 は用地取得でございますが、地区要望路線の買収単価は 3 市町でそれぞれ差異がございます。補助事業でなく、単独で行う事業の場合、友部町は㎡当たり 3,040 円から 3,640 円、岩間町は 2,000 円から 3,000 円と

全町統一金額となっております。笠間市は評価額に倍率を掛けた単価及び路線価評価額を基準としているため、住民負担公平の原則に立ち、笠間市の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設するものとします。

372 ページ，4 は河川・水路でございます。

4 - 2 の占用料等の徴収でございますが、笠間市及び友部町において制度化済みのため、笠間市及び友部町の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設するものとします。

報告書 23 ページ，4 - 6 の雨水放流同意，4 - 7 の合併処理浄化槽放流同意については、基本的には3市町とも差異がございませんので、現行のとおりとします。

5 は公営住宅でございます。笠間市に市営住宅が 341 戸ございますが、現行のとおりといたします。

以上で建設業務についての報告を終わります。

次に、都市計画業務について説明申し上げます。現況調書は 391 ページから 407 ページでございます。報告書は 24 ページでございます。

現況調書 391 ページをご覧ください。

1 - 2 の都市計画の区域区分でございますが、3市町とも区域区分非設定都市計画区域、いわゆる市街化区域、市街化調整区域等の区分がされていない非線引きとなっておりますが、新市は合併後、一体的な都市づくりを行うことになるため、都市計画においては一つの都市計画区域を指定し、土地利用の都市施設の整備に係る計画を総合的・一体的に定めることが望ましいと考えられます。合併後、速やかに一つの区域となるよう調整する必要があります。現行のとおり新市に引き継ぐものとします。

392 ページ，1 - 3 の都市計画審議会の運営でございますが、3市町とも設置しております。新市においては都市計画区域は当面3地区のままととなりますが、新たに一つの審議会を設置することになります。

1 - 9 の都市計画マスタープランでございますが、概ね 20 年後の都市計画の指針を示すものとして、3市町とも計画を策定しておりますが、茨城県の都市計画マスタープランが市の都市計画マスタープランより上位にあることから、新市においての策定は県が策定した後となります。したがって、新市において新たに都市計画マスタープランが策定されるまでは、現在の計画を新市に引き継ぎ運用するものであります。新市において新たに策定するものとします。

1 - 10 の交通バリアフリー基本構想については、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」により策定した友部町のみの計画でございます。友部駅周辺地区について重点整備

地区を設定し，行政，公安委員会，公共交通事業者が実施すべき事業とその役割を明確にし，対象地区内の交通安全施設，道路，駅前広場等を対象に，移動円滑化のための事業に関する基本事項を定めることを目的に平成16年度に策定しております。友部町の制度を新市に引き継ぎ運用するものとしします。

1 - 11 の市街地整備基本計画でございますが，岩間町のみ策定しております。旧市町の都市計画マスタープランが新市において運用されることから，その下位に位置づけられている本計画も新市に引き継ぎ運用するものであります。岩間町の制度を新市に引き継ぎ運用するものとしします。

395 ページ，7 の H O P E 計画でございます。笠間市のみが会に加入並びに計画を策定しております。H O P E 計画は，地域に根差した住まい・まちづくりを推進するための住宅政策であります。新市においても，地域特性を踏まえた質の高い居住空間の整備を推進するものである笠間市の制度を適用するものとしします。

8 の公共サイン計画でございますが，車や歩行者の案内標識の整備計画でございます。笠間市のみ策定しております。笠間市サイン計画は，観光客の 90 % を占めると言われる車利用の観光客を円滑に市内へ誘導するための計画であり，現在もこの計画によりサインの整備を行っているため，旧笠間地域に適用するものとしします。ただし，新市において統一的なサインマニュアルの必要性や誘導案内に対する考え方とあり方を検討することとしします。笠間市の制度を新市に引き継ぎ運用するものとしします。

現況調書 400 ページ，16 - 3 は公園使用に係る使用料でございますが，笠間市のみ使用料を徴収しております。既に協定項目 15 の「使用料，手数料等の取扱い」において調整方針が確定しておりますが，原則として現行のとおりとし，新市において調整を図るものとしします。

16 - 4 の維持管理でございますが，都市公園については，笠間市，友部町ともにシルバー人材センター等への委託により管理を行っております。法定外公園については，笠間市は住民に協力を仰ぎながら市で管理を行っているのに対し，友部町，岩間町では補助金等の支出もなく，地元自治会が自ら管理を行っております。都市公園については，新市においても清掃，草刈り等について委託を行い，適正に管理を行う必要があります。法定外公園については，新市において行政格差を生じさせないために，地元住民の理解，協力を得なければならないことから，新市において住民自ら自主的に管理できるよう調整するものとしします。都市公園の維持管理については，現行のとおりとし，法定外公園の維持管理については，新市において調整するものとしします。

17 - 2 の緑化推進補助制度でございますが、笠間市において生垣設置奨励補助金制度がございます。緑豊かで安全な生活環境を確保するとともに、都市地域の緑化を推進することにより、良好な景観づくりのために資することができるものでございますので、補助対象地域の調整を行いながら、合併時に笠間市の制度を再編し、適用するものとします。

現況調書 402 ページ、21 - 2 の建築計画概要書による現地調査及び事前違反指導でございますが、笠間市、友部町では、県へ進達する前に、行政指導としての現地調査を行っております。また、笠間市のみ、セッバックが必要な場合に、後退杭を無償配付し、打ち込むよう指導しております。現地調査を行い、事前に指導を行うことは、違反建築を防止し、建築行政に資するものと考えられ、また、後退杭を配付し、打ち込むよう指導を行うことにより、セッバックの徹底を図ることができるものと判断できることから、合併時に笠間市の制度に統一するものとします。

24 のセッバック用地の買取制度でございますが、笠間市のみ、本人の申し出によりセッバック用地の買い取りを実施しております。友部町、岩間町では寄付により対応しております。敷地に接する道路が 4 メートルに満たない場合に、道路中心から 2 メートルの位置に後退することは建築基準法により定められていることであり、事前指導において後退杭を設置させることにより、セッバックの徹底は図られるものと判断いたします。また、本人の申し出による買い取りであるため、統一性に欠けております。道路拡張の必要性があれば、その時点で用地の買収を行うものとします。このようなことから、合併の前日に笠間市の制度を廃止するものとします。

26 の住宅金融公庫融資住宅の設計審査及び検査でございますが、笠間市のみが、茨城県との委託契約に基づき、住宅金融公庫融資住宅の中間検査を行っております。また、近年においては処理件数もない状況であります。専門性の強い業務であることから、茨城県と調整を図りながら、新市において委託契約について検討するものであります。このようなことから、笠間市の制度を一旦廃止し、合併後、新市において検討するものとします。

404 ページ、29 の住居表示の整備についてでございます。協定項目 18「町、字名の取扱い」において、現行のと通りの調整方針が既に出ております。

406 ページ、35 - 2 の市町の条例、要綱等による開発行為の許可、承認等でございますが、合併時に笠間市、友部町の要綱を再編し、統一するものとします。

以上で都市計画業務についての調整方針の報告を終わります。

○磯会長

説明が終わりました。只今の事務局の説明について、何かご意見、ご質

問はございませんか。

○ 小里委員

笠間の小里と申します。ちょっとお聞きしたいことは、緑化推進といった中で、セットバック用地の買取制度ということで、合併の前日に笠間市の制度を廃止するということでございますけれども、これについて、もう少しご説明を願えれば幸いと思います。お願いいたします。

○ 事務局

セットバックにつきましては、例えば新築する場合、4メートルに…。

○ 小里委員

いや、それではなくて、セットバック用地について、笠間市では買い取りをしているということですが、合併の前日に笠間市の制度を廃止するということですね。

○ 事務局

ですから、買取制度をなくすということです。

○ 小里委員

今後なくすということ？

○ 事務局

はい。

○ 小里委員

友部さん、岩間さんは無料で…。

○ 事務局

ええ、現在は寄付という形をとって…。

○ 小里委員

寄付ということでやっているということ？

○ 事務局

すべてではないのですが、セットバックだけして、自分の私有地として置いておく。新しい道路ができるまで自分の私有地なのですが、セットバックしているという現況です。新築する場合、4メートルに満たない場合は、中心から2メートルバックしなさいと。笠間においては、本人の申し出によって、その部分を買取ることができるような制度がある訳ですが、いずれにしても、その制度については、合併の前日をもって廃止するということでございます。

○ 小里委員

廃止して、また道路をつくるとかなんとかの場合には、改めて買い取りをします。

○ 事務局

はい。

○ 小里 委員

その申し出によって買い上げることを廃止ということ？

○ 事務局

はい、そうです。

○ 小里 委員

わかりました。

○ 磯 会長

その他ございますか。

○ 上野（真）委員

資料の 22 ページ，2 - 10 寄付行為への対応ということで，先程の事務局の説明ですと，友部の制度を基本にして再編し，合併後に新たに創設するということですが，資料では友部の制度の内容がちょっとわかりかねますので，ご説明頂ければありがたいなと思います。

○ 事務局

これにつきましては，例えば開発行為などで宅地の中に道路等ができる場合に，3 市町とも認定基準を明確にしておりますが，友部町においては，平成 17 年度にその認定基準の見直しをかけております。その見直した認定基準を再編して，新市において適用させるということでございます。開発行為等において道路等ができるかと思いますが，そういうものの寄付行為といったものの取り扱いでございます。

○ 上野（真）委員

私は，例えば，友部には 17 年度に見直した要綱があるということで，その要綱の内容について聞きたかった訳です。手持ちでなければあれなのですが，私は，適切な内容であろうという前提でお話を伺っておりますので，よろしかったら聞かせていただきたいなと思っております。

○ 事務局

まず，有効幅員が 4 メートル以上。路線の起点及び終点が国道，県道，町道のいずれかに接続されていること。道路の終端に車両等の転回広場が設置されており，かつ道路幅員が 6 メートル以上の道路または道路延長の 35 メートル区間ごとに車両等の転回広場が設けられていること。道路幅員が 6 メートル未満の道路については，この限りではないといったことでございます。交差箇所については，隅切りが設けられていること。路盤は規定の舗装整備ということで，排水施設が設けられていることといった細かな基準が設けられてございます。必要な場合は，後で資料をお見せしたいと思います。

○上野（眞）委員

ありがとうございます。

一般常識的なことだろうと思うのですが、例えば、時と場合によって、その寄付採納を受ける場合に、未舗装のまま道路の幅員だけ提供されて受けてしまう例も幾つかあるのではないかなと思います。そういう場合に、やはりバランスがとれなくなる訳ですね。ということは、行政の負担が出てくる訳です。寄付された方は、整備してくれるものということで寄付しますので、未舗装で受ける場合も数のうちにはあるのではないかなと。採納に当たっては、舗装を前提とすると。その辺が徹底しないと、これから合併すると行政の範囲も広がりますので、なかなか統率がとれなくなるのではないかなという心配がございましたので、今の友部さんの要綱について、関係行政機関の中で統一できるように監督していただきたいなと望むものであります。

○事務局

只今のご質問の舗装については、この要件の中に含まれております。只今言われたような内容について、今後の調整の中で十分参考にさせていただきます。よろしくお願いします。

○磯会長

よろしゅうございますか。

○上野（眞）委員

はい。

○磯会長

その他ございますか。

よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○磯会長

特に無いようですので、建設業務、都市計画業務の調整方針について承認を求めたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○磯会長

異議なしということですので、建設業務、都市計画業務の調整方針は承認されました。

以上で本日の報告事項は終了いたしました。

その他といたしまして、事務局から連絡事項などがありましたらお願いいたします。

○小松崎事務局長

それでは、事務局から各委員の皆様に、次回以降の合併協議会の日程などについてお知らせいたしたいと思います。

次回の第7回協議会でございますけれども、8月8日、月曜日、1時30分より岩間町役場の2階会議室で開催いたします。第7回協議会につきましては、8月8日、月曜日の1時半より岩間町役場の第2会議室ということでございます。

その次の第8回の協議会でございますが、9月28日、水曜日、今までは笠間市中央公民館でしたが、今回は笠間市民体育館の2階の会議室で1時半から開催する予定でございます。宜しくお願い申し上げます。

もう二つ、報告事項がございます。まず、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業がございます。簡単に申しますと、市道の整備の費用の一部を県に負担して頂く事業でございますけれども、その対象道路の指定があります。また、友部庁舎の増築、議場の改修に関しましてを、併せて担当次長からご説明させますので、宜しくお願い申し上げます。

○事務局

それでは、その他の報告事項ですが、1つには、「合併市町村幹線道路緊急整備支援事業に基づく支援対象道路の指定について」ということで、お手元に別紙でお配りしてあります。これについては、3月の3回目の協議会の中でも触れておりますが、特例債事業の中で、特に茨城県が特別な制度をつくって支援する事業でございます。3番の「支援の内容」について要約しますと、約10%の一般財源で道路整備ができるということで、特例債が約33.5%の一般財源であることと比べると、更に有利な制度で道路整備ができるということでございます。これについては既に申請してありまして、内定を受けまして、17年の7月11日に茨城県知事より授与式が予定されております。

「対象路線」につきましては、4番として掲げてありますが、笠間地内の栗栖本戸線、友部地内の上町大沢線、やはり友部地内の南友部平町線、岩間町地内の土師栄町線となっております。

その事業内容につきましては、3ページ以下に示してあります。若干説明しておきます。

栗栖本戸線については、既に供用しています市道011号線、福原から本戸地内を結ぶ道路なのですが、ここから国道355号バイパスにつなぐ路線で、延長3.2キロメートルを予定してありまして、新市域の最重要幹線道路となります。355号を通じて、友部町、岩間町の中心区と笠間西部地区のネットワークが図れることとなります。

4ページに移ります。友部町地内の上町大沢線でございます。北関東自

動車道友部インターチェンジから友部駅北口を結ぶ環状線の一部区間でありまして、既に都市計画決定をしている路線でありまして、延長は 0.9 キロメートルとなっております。

5 ページに移ります。やはり友部町の路線でございますが、これも同じように、環状線から松山団地の北側を通り、平町で国道 355 号に交差する路線で、延長 2.6 キロメートルです。これは友部町の環状線が強化されるとともに、笠間市内と友部駅北口の連携が強まるものと確信しております。

最後に、6 ページ、岩間町地内の土師栄町線です。県道南指原岩間停車場線と主要地方道水戸岩間線を結ぶ路線で、延長は 2.0 キロメートルとなっております。JR 常磐線と立体交差し、笠間市街、友部市街はもとより、つくば周辺地域から水戸周辺地域へ至る広域幹線道路となっております。

これらの 4 路線については、いずれも既に計画していたものですが、財政状況に鑑みて実施を先延ばししてきたもので、期間は、平成 17 年から 27 年の 10 年間で設定しておりまして、早急に具体調査を進めまして、事業を進めていきたいと思っております。

もう一つ、6 月 2 日の第 5 回合併協議会でも報告しましたが、本庁・友部庁舎の増築計画を進めておりまして、現在、設計を発注しておりまして、約 1,000 m² 程の RC 鉄骨づくりの 2 階建てで増築を進めております。

なお、議場については、現在の議場を使うということで、本日、せっかくですので、この後、3 階まで足をお運びいただきまして、今後の 2 年間の議場の進め方についてご説明申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。

○磯会長

他に委員さんから何かございましたらお願いいたします。

○宮本委員

今の緊急整備支援事業ですけれども、私は、正直なところ、岩間にもう一カ所あるといったお話をお聞きしたのですが、これはこれで終わることですか。我々は、もう一カ所という認識を持っています。

○小松崎事務局長

只今ご説明申し上げましたのは、緊急支援道路ということでございまして、先程お話をいたしましたように、県に応分の負担をしていただきまして、一般財源が少なくても済む事業でございます。

道路整備に関しましては、この他に合併特例債事業を現在計画中でございます。その中では、国道 355 号から岩間の駅東口まで通じる道路等も現在計画いたしておりますけれども、これにつきましては、単独事業ではな

く、補助事業を現在模索いたしておりまして、その補助事業等が採択される状況ははっきりしました段階で、またご報告させていただきたいと考えております。現在、そういった形で、岩間につきましては、もう一本の幹線道路について、別な事業でやろうということで計画いたしているところでございます。

○磯会長

よろしいですか。

○宮本委員

はい。

○磯会長

その他ございませんか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○磯会長

それでは、私の議長としての任を解かせていただきたいと思います。ご協力、ありがとうございました。

○小松崎事務局長

以上をもちまして、第6回笠間市・友部町・岩間町合併協議会を閉会させていただきます。

なお、委員さんにおかれましては、大変お疲れのところ、誠に恐縮でございますけれども、先程事務局からご説明申し上げましたように、議会議員53名でやる場合の3階の議場の配置をしておりますので、ご覧いただきたいと思いますと考えております。よろしくお願い申し上げます。

更にもう一つ、恐縮でございますが、現況調書をお忘れになって、事務局より借用いたした委員さんにつきましては、大変お手数でございますが、事務局まで返還いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

大変お忙しいところ、ありがとうございました。以上をもちまして終了いたします。ご苦労さまでした。

(午後3時30分 閉会)